

行政書士の代理権に関する一考察

代理の意義

ある人 A と一定の関係にあるもの B が、A のために C との間で意思表示を行い（能動代理）、あるいは意思表示を受ける（受動代理）ことによって、その意思表示の法律効果が直接 A について生じるという制度を代理という。A を本人、B を代理人、C を第三者（相手方）という。このような効果を生じさせる基礎となる A、B 間の関係は、B の側からみて代理権とよばれる。（以上法律学小事典による）

行政書士の代理権を理解しやすいように仮に二つに分けてみる。

- 1、行政庁に対する申請代理。これは申請行為に関して完全な代理権である。
- 2、契約書等書類作成代理。これは書類作成行為に限定された制限付きの代理といいながら、逆に言えば書類作成に関しては完全な代理権である。

ここで上記 2 の契約書等書類作成代理権を根拠に書類の作成を基礎として、本人の意思表示のサポートができないか？

つまり、本人が意思表示を行い、あるいは意思表示を受けることを代理人としてではなく書類作成という立場でサポートすれば、上記代理の意義で明らかであるように、本人の代理人として相手と交渉したとして弁護士法 72 条違反に問われないと考える。

もちろん、弁護士のように依頼者を交渉ごとから保護するような完全な代理はできない。あくまでも、本人の意思表示を書類にして相手に通知するだけ。

けれど、重要な意思表示は内容証明でやり取りするのが普通なので、書類だけで依頼者の期待に応えることは可能だと思う。要するに依頼者の選択に任せて、一切を任したいなら弁護士、一緒に解決してもいいなら行政書士という選択肢があっても良いと思う。後は、各行政書士がシステムを工夫するだけだと思う。現に、内容証明を中心に依頼者の案件を解決している行政書士も存在する。

将来、行政書士による処理が定着したときに、市民が行政書士に交渉ができる代理権を与えることを望めば、必ず道は開けると思う。今は、まどろこしく感じても与えられた代理権で合法的に実績を積み上げる時期だと思う。市民が望んでくれない限り、行政書士の仕事欲しさの身勝手な要求として扱われるだけである。